

寒川町町税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (制 定 附 則) 附 則 1～10 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例 で定める割合) 11 <u>法附則第 15 条第 2 項第 1 号、第 2 号 、第 3 号、第 7 号、同条第 32 項第 1 号 、第 2 号及び第 15 条の 8 第 4 項 に規定する条例で定める割合は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合とする。</u> (1)～(9) (略) <u>(加える)</u> ～ 略 ～	～ 略 ～ (制 定 附 則) 附 則 1～10 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例 で定める割合) 11 <u>次の各号に掲げる</u> _____ _____ _____条例で定める割合は_____ _____, 当該各号に 定める割合とする。 (1)～(9) (略) <u>(10) 法附則第 15 条第 47 項に規定す る条例で定める割合 零</u> ～ 略 ～ (改 正 附 則) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>